都留市議会ソーシャルメディア活用ガイドライン

1. 趣旨

近年、情報発信力に優れたインターネット上のソーシャルメディアの普及に伴い、地方議会においてもソーシャルネットワークサービス(以下、SNS)を含むソーシャルメディアの活用が一般的になってきている一方で、ソーシャルメディアには、不適切な情報発信の結果、誤解を招いたり、信頼を失ったり、一部の人たちの感情を害してしまう等、思いがけない影響を与えることや住民の不信感を招くといった危険性も存在する。

このようなことから、都留市議会基本条例(平成25年都留市条例第18号)第16条の規定に基づき、多くの市民が議会と市政への関心を高めるため、SNSを含むソーシャルメディアを効果的かつ安全に利用するに当たり、その有用性と危険性を踏まえ、ソーシャルメディアをより有効かつ安全に活用するための指針として都留市が策定した「都留市ソーシャルメディアガイドライン」を基に、本ガイドラインを策定する。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めると ころとする。

- (1)ソーシャルメディア LINE、Instagram、Facebook、YouTubeのほか、インターネット上における情報メディアサービスを利用して、ユーザーが情報発信し、あるいは相互に情報のやり取りが可能である情報伝達手段のことをいう。
- (2)公式アカウント 各情報メディアサービスにつき一つ議会事務局が管理し、本市議会における情報を総合的に発信するアカウントをいう。

3. 適用範囲

このガイドラインは、都留市議会議員としての身分を有する者、及び都留市議会 事務局職員等が公式アカウントを用いてソーシャルメディアを利用する場合に対し て適用する。

4. 基本方針

- (1) ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、市議会議員であることの自覚と責任を持たなければならない。
- (2) 都留市議会基本条例を始めとする関係規定等を遵守しなければならない。
- (3) 個人が特定できる写真、映像、文書等の情報を発信する場合は、事前に本人、所属団体、企業等に了承を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意しなければならない。

- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
- (5) 発信した情報により意図せずして誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

5. 市議会からの情報発信

情報発信できる項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会の告知及び審査結果
- (2) 委員会等の告知及び審査結果
- (3) 公開が認められる協議会等の告知及び協議結果
- (4) 市のホームページに掲載される情報のリンク
- (5) 市議会のホームページ、議会だより等から情報提供するもの
- (6) 公開が認められる会議(都留市議会議員に貸与するタブレット端末運用基準に準ずる)の配信
- (7) その他市議会の活動に関係する写真(市議会の議員及び議会事務局の職員以外の者が写っているものは、本人が掲載を了承し、又は個人が特定できないよう修正したものに限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、議長が適当と認めるもの

6. 禁止事項

次の事項に該当する情報の発信を禁止する。

- (1) 法律、法令等に違反する情報や違法行為をあおる情報
- (2) 個人、団体等を誹謗または中傷し、名誉または信用を傷つける情報
- (3) 人種、思想、信条等を差別する情報や差別を助長させる情報
- (4) 選挙運動、宗教活動やこれらに類似する情報
- (5) 営利を目的とする情報や公平性または中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- (6) 著作権、商標権、肖像権等の市または第三者の知的所有権を侵害する情報
- (7) 虚偽や事実と異なる情報や単なる風評または風評を助長させる情報
- (8) 閲覧者に損害を与えようとしたり、わいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏洩する等のプライバシーを侵害する情報
- (10) 市議会の公式見解でない情報(意思形成過程にある政策等)や職務上知り得た機密情報
- (11) SNSの利用規約に違反する行為

(12) その他議長が不適切と認めた行為

7. 運用方法

- (1) 公式アカウントは、運営主体を市議会とし、議長を管理責任者、議長が指名した者を担当者と定め、運用することとする。
- (2) 情報発信を行う場合は、様式1に必要事項を記入のうえ議会事務局へ提出し、議長の承認を受ける。
- (3) 情報発信を行う議員は、当該記事に対し、記名を行わなければならない。

8. トラブルに対応する際の留意事項

ソーシャルメディアでは、その特性上情報が拡散しやすく、匿名性が高いものもあるため、一方的な批判等のコメントが殺到してしまう、いわゆる炎上状態になってしまうトラブルがある。

また、アカウントの取得が容易であることから、他人のアカウントかのようになりすまして他者を攻撃したり、ログイン情報の流出等から、他人のアカウントの乗っ取り他者を攻撃したり、といったトラブルも多く見受けられるため、ソーシャルメディア利用の際は以下の点に留意する必要があります。

(1) トラブル防止のために

- ・トラブルが発生した場合又は発生しそうな場合は、直ちにアカウントを議長に報告すること。
- ・発信した内容に誤りが発覚した場合は、直ちに訂正を届出ること。
- ・他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応すること。
- ・公式アカウントにおいて、他の投稿の引用や、第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を市議会が推奨するものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行うこと。
- (2) トラブルが発生した場合(炎上状態になった場合)
- ・反論や抗弁は控え、冷静に対応すること。
- ・問題となった部分を必要に応じて修正し、謝罪すること。
- ・対応に時間を要する場合は、その旨を説明すること。
- (3) トラブルが発生した場合(なりすまし・乗っ取りが発生した場合)
- ・都留市議会の公式であるかのように騙るなりすましが発生した場合、議長に報告するとともに、議会事務局にアカウントの削除を依頼し、市公式ホームページ等で 周知すること。
- ・公式アカウントの乗っ取りが発生した場合、議長に報告するとともに、議会事務局に対応を依頼し、市公式ホームページ等で周知すること。
- ・必要に応じて報道発表を行い、なりすましまたは乗っ取りが存在することの注意喚起を行うこと。

年 月 日

都留市議会議長 様

都留市議会議員

公式アカウントへの情報掲載申請書

情報を発信する	
ソーシャルメディア	
掲載内容	
14) 拟 () () () () () () () () ()	